

国立国会図書館

日本の当面する外交防衛分野の諸課題

—第 190 回国会以降の主要な論点—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 905 (2016. 3. 23.)

はじめに

- I 日米防衛協力をめぐる動向
 - II 普天間飛行場移設問題
 - III 日中関係
 - IV その他の近隣諸国との関係
- おわりに

- 日米防衛協力の指針（ガイドライン）が 2015 年に 18 年ぶりに改定され、限定的な集団的自衛権の行使解禁を含む平和安全法制も成立した。日米間の防衛協力としては、安全保障法制の整備と並行して、在日米軍の戦力強化や、米国製兵器の日本への輸入を通じた自衛隊の能力強化等も行われている。
- 普天間飛行場は、1996 年 4 月に日米で返還が合意されてから 20 年が経過した現在も返還は実現せず、代替施設の移設先をめぐる政府と沖縄県の対立のため、先行きが不透明な状況にある。
- 日本には、中国、北朝鮮、韓国、ロシアの近隣諸国との関係において、解決すべき多くの課題がある。

国立国会図書館

調査及び立法考査局外交防衛課

ふくだ たけし あさい かずお いけだ ひろき しらい きょう
(福田 毅・浅井 一男・池田 大希・白井 京)

第 905 号

はじめに

安倍政権は、限定的な集団的自衛権の行使は憲法上許容されると判断しさらにそれを踏まえて安全保障法制の整備を進めるなど、日本の安全保障に関する政策や法制は新しい展開を見せている。また、近隣諸国との関係についても中国との関係をはじめ状況の推移が見られる。本稿は、2016年春以降の国会審議に資するため、日本の当面する外交防衛分野の諸課題について、その経緯と今後の見通しを簡潔に論じるものである。具体的には、日本の安全保障上のパートナーである米国との関係という観点から日米防衛協力と普天間飛行場移設問題、さらに中国、北朝鮮、韓国及びロシアの近隣諸国との関係を対象とする¹。

I 日米防衛協力をめぐる動向

日米間の防衛協力の強化は、安倍政権の安全保障政策の柱の一つに位置付けられている。2015年には、日米防衛協力の指針（ガイドライン）が18年ぶりに改定され（以下、改定後のガイドラインを「新ガイドライン」という。）、限定的な集団的自衛権の行使解禁を含む平和安全法制も成立した。この法制は、新ガイドラインに定められた新たな活動を行う根拠法でもある。これと並行して、在日米軍の戦力強化や、米国製兵器の日本への輸入を通じた自衛隊の能力強化も行われている。また、宇宙・サイバー空間における日米の協力も、安倍政権下で大きく進展している。

1 ガイドライン改定と平和安全法制の制定

第2次安倍政権が発足した2012年12月26日に、安倍晋三首相は、「米国の新国防戦略と連携して、自衛隊の役割を強化し、抑止力を高めるために」ガイドライン改定等を検討するよう小野寺五典防衛相に指示した。また、2013年2月22日の日米首脳会談では、ガイドライン改定の方針で日米が一致するとともに、安倍首相が、集団的自衛権の行使解禁を検討すると表明、オバマ大統領は同盟強化に向けた日本の取組を歓迎した。同年10月3日には日米の外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会（以下「2+2」）が開催され、ガイドライン再改定作業を2014年末までに完了することが合意された。

2014年7月1日に安倍政権は、安全保障法制整備に関する閣議決定を行った。この閣議決定は今後整備する安全保障法制の骨格となる考え方を示したもので、その中心的内容は、限定的な集団的自衛権の行使は憲法上許容されること、平時において日本の防衛に資する活動に従事している米軍部隊の武器等を防護するために自衛隊が「自衛隊法」（昭和29年法律第165号）第95条による武器等防護のための武器使用と同様の活動を行えるようにすること、PKO活動等における駆け付け警護や任務遂行のための武器使用を行えるようにすることなどである。米国側は閣議決定を高く評価し、国防長官名で次のような声明を発表した。「集団的自衛権に関する日本政府の新しい政策を歓迎する。この政策は、自衛隊がより広範な作戦に従事することを可能とし、日米同盟を更に効果的にするものだ。…（中略）

¹ 本稿は2016年3月4日までの情勢を対象としている。文中の肩書は全て当時のものである。煩雑を避けるため、引用注は最小限に止め、人物・機関等についても通称や略称による記載とした。また、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2016年3月4日である。

…新政策は、両国間の防衛協力ガイドラインの改定を通じて同盟を近代化する取組を補完するものでもある」。そして、同月 11 日の日米防衛相会談では、閣議決定の内容を新ガイドラインに反映させることが確認された。

当初の予定からは遅れたものの、新ガイドラインは 2015 年 4 月 27 日の 2+2 で正式に合意された。新ガイドラインの内容は多岐にわたるが、特筆すべき点としては次の事項が挙げられる。①平時から利用可能な同盟調整メカニズムと改良された共同計画策定メカニズムを新たに設置（詳細は後述）。②平時からの協力に情報収集・警戒監視・偵察活動、防空・ミサイル防衛（以下「MD」）、海洋安全保障、アセット（装備品等）防護等を追加。③「日本の平和と安全に重要な影響を与える」事態での協力について「日本周辺」という地理的限定を示す文言を削除（周辺事態の地理的制約を撤廃）。④「日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」（日本が限定的な集団的自衛権を行使する際の協力）、「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」（平和維持活動、国際的な人道支援・災害救援、海洋安全保障等での協力）、「宇宙及びサイバー空間に関する協力」等に関する項目を新設。

翌 4 月 28 日には、訪米した安倍首相とオバマ大統領の間で首脳会談が開催され、ガイドライン改定を日本の安全保障上の貢献拡大と同盟強化に資するものと評価する「日米共同ビジョン声明」が発出された。さらに翌 29 日には首相が米国連邦議会で演説を行い、閣議決定に基づく安保法制整備を 2015 年夏までに行い、日米同盟をより堅固にすると表明した。その後、安倍政権は 5 月 14 日に平和安全法制の関連 2 法案を閣議決定し、国会審議を経て、9 月 19 日に法律は成立した。同月 28 日にカーター国防長官は、岸田文雄外相と会談後の記者会見で「アジア太平洋地域及びそれを超えた地域において、日米が同盟として行えることを拡大する防衛法制を成立させた安倍首相の指導力を称賛する」と述べている。

同年 11 月 3 日には、ガイドラインに盛り込まれていた同盟調整メカニズム（以下「ACM」）と共同計画策定メカニズム（以下「BPM」）の詳細が日米間で合意された。ACM は、同盟調整グループ、共同運用調整所、各自衛隊及び米軍各軍間の調整所の 3 種類の協議枠組みにより構成される。同盟調整グループは高次の政策調整を行う場で、主として日本側は国家安全保障局を含む内閣官房、外務省、防衛省、自衛隊が、米国側は在日米国大使館、在日米軍が参加し、局長級、課長級、担当級の各レベルで会合が開催される。共同運用調整所は部隊運用面の調整を行う場で、日本側からは統合幕僚監部と陸海空の各幕僚監部の代表が、米国側からは太平洋軍司令部と在日米軍司令部の代表が参加する。より詳細な部隊運用の調整を行うのが各自衛隊及び米軍各軍間の調整所で、陸海空各自衛隊及び米軍の陸海空海兵隊の代表によって構成される。一方、BPM においては、自衛隊、太平洋軍、在日米軍の代表で構成される共同計画策定委員会が、閣僚レベルの 2+2 からの指揮を受け日米の共同作戦計画を策定することとなる。ACM の運用は既に開始されており、2016 年 2 月 7 日に北朝鮮が「人工衛星」と称して弾道ミサイルを発射した際に、中谷元防衛相は、米軍との情報共有・運用調整のために ACM を活用したと述べている。

2 在日米軍及び自衛隊の能力強化

オバマ政権は、アジア太平洋地域への関与を強化するアジアへのリバランス政策を進めているが、この一環として在日米軍の能力強化も進展している。例えば、2013 年 12 月には沖縄県の嘉手納基地に最新型の哨戒機 P-8A が、2014 年 5 月には青森県の三沢基地に無

人航空機 RQ-4 グローバル・ホークが、2014年12月には京都府の経ヶ岬通信所に MD 用 Xバンド・レーダーが配備された。また、2014年4月6日の日米防衛相会談では、ヘーゲル国防長官が、MD能力を搭載したイーグリス艦2隻を2017年までに日本に追加配備すると表明した。うち1隻は2015年10月に神奈川県横須賀基地に配備済みで、残り1隻も2017年夏に同基地に配備される予定である。加えて2015年6月には、最新鋭イーグリス・システムを搭載したミサイル巡洋艦チャンセラーズヴィルも同基地に配備されている。正式に決定された今後の予定としては、海兵隊用 F-35B 戦闘機の日本への配備（2017年）、空軍用 CV-22 オスプレイの横田基地（東京都）への配備（2017年後半から）などがある。また、グリナート海軍作戦部長は、沿岸戦闘艦を佐世保基地（長崎県）に、海軍用無人航空機 MQ-4 トライトンを沖縄県に配備する計画にも言及している。

一方、自衛隊は、米国製装備品の輸入を通じた能力強化に取り組んでいる。防衛省は、2014年11月に MV-22 オスプレイ、グローバル・ホーク、早期警戒機 E-2D 先進型ホークアイの導入を、同年12月には水陸両用車 AAV-7 の導入を、2015年10月には空中給油機 KC-46A の導入を正式決定した。また、2014年7月に訪米した小野寺防衛相は、42機の調達を予定している F-35A を追加調達する可能性に言及した。後任の中谷防衛相も2015年11月に、米国製の MD システムであるイーグリス・アショア（地上配備型 SM-3）やターミナル段階高高度地域防衛（THAAD）システムの導入検討を加速すると発言している。

3 宇宙・サイバー空間における協力の進展

2013年12月17日に閣議決定された国家安全保障戦略は、宇宙空間及びサイバー空間（情報通信技術によりネットワーク化されたコンピューター等によって構成される仮想空間）に関する日米防衛協力を強化すると明言していた。米国政府も、同盟国・パートナー国とのサイバー・宇宙協力を積極的に推進している。新ガイドラインに宇宙・サイバー空間に関する協力が盛り込まれたのも、こうした動きを踏まえてのことである。

宇宙については、2013年3月11日に宇宙に関する包括的日米対話の第1回会合が開催された。この会合の議題は軍事に限定されず、両国の宇宙政策から、米国の GPS と日本の準天頂衛星システムによる協力や宇宙探査活動までの幅広い分野が協議されている。安全保障分野では、レーダーや望遠鏡を用いたスペース・デブリ（宇宙ゴミ）等の監視を意味する宇宙状況監視（以下「SSA」）にかかわる情報共有、宇宙からの海洋監視、国際行動規範を含む宇宙活動に関する透明性・信頼醸成措置などでの協力が合意された。2013年5月には米国から日本への SSA 情報提供に関する取極が、2014年5月には日本の宇宙航空研究開発機構（JAXA）から米戦略軍への SSA 情報提供に関する取極が日米間で締結されている。その後も宇宙に関する包括対話は、年1回のペースで開催されている。

こうした動きを踏まえ、2015年1月9日に日本の宇宙開発戦略本部が決定した新たな宇宙基本計画には、各種衛星を自衛隊の部隊運用に活用することや、安全保障面での日米宇宙協力を強化することが盛り込まれた。また、防衛省は、SSAのためのレーダーや光学望遠鏡を導入する可能性の検討を2015年度に実施している。さらに2015年4月には、日米の防衛当局間にも、日米宇宙協力ワーキング・グループ（SCWG）が設置された。SCWGの議長は、日本側は防衛省防衛政策局次長、米国側は国防省国防次官補代理（宇宙担当）が務め、宇宙に関する政策、情報共有、訓練・机上演習、宇宙関連要員の育成・教育交流等を議題として年1回以上会合を開催するとされている。

サイバーに関する初の日米対話も、2013年5月9-10日に開催された。この会合には外務・防衛当局に加え、日本の内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）や米国の国土安全保障省の職員も参加している。この対話は、「サイバーに関する脅威情報の交換、国際的なサイバー政策についての連携、それぞれのサイバー戦略の比較、重要インフラに対する共通の脅威に対抗するための取組や計画における協力、及び防衛・安全保障政策におけるサイバー分野の協力について議論を行うための協議の場」と位置付けられており、その後も年1回のペースで会合が持たれている。防衛当局間でも、審議官級のサイバー防衛政策作業部会を年2回程度開催することが2013年10月3日の防衛相会談で決定された。第1回作業部会は2014年2月3-4日に開催され、サイバー防衛における連携の在り方、人材交流、共同訓練などが議論された。2015年5月30日に開催された第3回作業部会の共同声明には、「日米いずれかの国家の安全を脅かす重大なサイバー事案が発生した際には、緊密に協議し、適切な協力行動をとる」こと、「特に国防省は、防衛省と協議し、適切な場合に、あらゆるチャネルを通じて日本を支援する」こと、「防衛省は、自衛隊や在日米軍が利用する日本の重要インフラ及びサービスに対するものも含め、様々なサイバー脅威に対応するための政府一体となつての取組に貢献する」ことなどが明記されている。

4 今後の課題

新ガイドラインを履行するためには、平和安全法制で新たに認められた自衛隊の活動を遂行するための態勢を整える必要がある。同法制は2016年3月末までに施行される予定だが、同年2月26日の会見で中谷防衛相は、武器使用の基準を定める部隊行動基準（ROE）の策定は施行前には完了しないと発言している。今後は、ROEや日米共同計画を策定した上で、その内容を自衛隊の訓練や日米共同訓練に反映させるとともに、新任務の遂行に必要な装備や組織を整備していくこととなる。宇宙・サイバーの領域における自衛隊の役割拡大と日米協力は開始されたばかりであり、今後どのような方向に発展させるべきか慎重な議論が必要であろう。また、宇宙・サイバー空間における安全保障は国際的にも注目を集めており、米国以外の国との協力が進展する可能性も高い。

一方で、日本国内には、平和安全法制や日米防衛協力拡大への懸念や反対が依然として存在する。この点は政府・与党も理解しており、同法制成立後の2015年9月25日に安倍首相は会見で「国民の皆様の理解が更に得られるよう、政府としてこれからも丁寧に説明する努力を続けていきたい」と述べている。しかし、例えば2016年1月26日付け産経新聞の世論調査でも、同法制を「評価しない」と答えた回答者は46.2%に上る（「評価する」は46.5%）。こうした声を背景として野党5党（民主、共産、維新、社民、生活）は、2016年2月19日に平和安全法制を廃止する法案を衆議院に提出した。同法制の是非は、2016年夏の参議院選挙でも重要な争点となる可能性が高い。

II 普天間飛行場移設問題

在沖縄米軍に提供されている米軍施設・区域の面積は、在日米軍全体への提供のうち22.5%を占め（米軍専用施設・区域に限るとその数字は73.7%に達する）、沖縄県土に占め

る米軍施設・区域の面積の割合は約 10.1%に達する²。これは全国平均の約 0.27%と比較して突出した割合である³。基地は国の安全保障にとって重要な施設であり、雇用や消費等、地域に利益をもたらす側面もあるが、騒音、環境問題、事故や基地関係者による犯罪等の負担をもたらすこともある。こうした基地負担の沖縄県への集中の解消が長年の課題となっている。

米海兵隊が使用する普天間飛行場は、人口ちょう密な沖縄本島中南部の宜野湾市の中心に位置し、市の面積の約 25%を占めている。周辺には住宅、学校や病院等が密集しており、過去にも墜落事故が起きるなど、「世界で最も危険な基地」と言われている。⁴

普天間飛行場は、1996 年 4 月に日米で返還が合意されて以降、代替施設をめぐる協議が日米及び沖縄県の間で進められ、2006 年 5 月に発表された「再編実施のための日米ロードマップ」で、名護市の辺野古地区沿岸を埋立て、V 字型滑走路を配置する案で合意された⁵。しかし、最初の合意から 20 年が経過した現在も返還は実現せず、代替施設の移設先をめぐる政府と沖縄県の対立のため、先行きが不透明な状況となっている。

1 仲井眞前知事による埋立承認以降の動き

2013 年 3 月 22 日、防衛省は沖縄県の仲井眞弘多知事に対し、普天間飛行場代替施設建設のため辺野古地区沿岸の公有水面埋立承認申請を行い、12 月 27 日に承認を得た。これを受け、防衛省は 2014 年 7 月に埋立工事に係る岩礁破碎許可を県に申請し、翌 8 月には立入制限水域を示すためのブイやフロートを辺野古に設置するなど、代替施設の建設に向けた作業を本格化した。

そのような中、2014 年 11 月 16 日の沖縄県知事選挙において、「あらゆる手法を駆使して、辺野古に新基地はつくりたくない」との公約を掲げる翁長雄志氏が、辺野古移設の妥当性を訴える仲井眞氏を破り当選した。翁長新知事は公約実現に向け、前知事による承認を取り消すことを視野に、2015 年 1 月 26 日、承認手続の法的な瑕疵の有無を検証するための有識者による第三者委員会を設置した。第三者委員会は 13 回にわたる会議を経て、7 月 16 日に「手続には法的瑕疵がある」との検証結果を報告した。この報告を踏まえ、10 月 13 日に知事は承認を取り消した。

こうした県の動きに対し、翌 14 日、防衛省は「行政不服審査法」（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき石井啓一国交相に知事の承認取消処分の取消しを求める審査請求を行うとともに、工事を継続するため取消処分の執行停止を申し立てた。27 日、国交相は執行停止を決定し、さらに同日、国交相が知事に代わって取消処分を取り消すため、「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく代執行手続に着手することが閣議で了解された。翌 28 日、国交相は取消処分の取消しを知事に勧告、11 月 9 日には取消処分の取消しを指示した。知事が勧告にも指示にも従わなかったため、国交相は取消処分の取消しを命ずる判決を得るため、17 日に福岡高等裁判所那覇支部（以下「福岡高裁」）に提訴した。

² 沖縄県「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」2015.3, p.1. <<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/documents/02kitinogaikyoku01soukatu.pdf>>

³ 同上, p.1 の資料等を基に算出。

⁴ 前田哲男ほか編『〈沖縄〉基地問題を知る事典』吉川弘文館, 2013, pp.136-143.

⁵ ただし、辺野古移設反対の立場からは、2006 年の「V 字型滑走路案」閣議決定により、1999 年に沖縄県及び名護市が辺野古移設を受け入れた際の 15 年の使用期限や軍民共用化などの条件が失われたため、辺野古移設への沖縄県及び名護市の合意は既に無効になっているという意見が出ている。

2 代執行訴訟における主な論点と今後の見通し

代執行訴訟は2016年2月29日までに5回の口頭弁論を終え、結審した。以下に、訴訟の主な論点と国と県の主張をまとめた（表1）。

表1 代執行訴訟における主な論点と国と県の主張

国の主張	論点	県の主張
1968年の最高裁判決に基づけば、取消しの利益が不利益を上回らなければ、承認に瑕疵があっても取消しできない。	知事による取消しの適法性	1968年の判決で示された取消基準は行政と国民の間での処分で示されたもので、今回のケースに当てはまるか疑問である。
承認取消しを維持する知事の意志が固いため「他の手段で是正を図ることは困難」であり、代執行の要件を満たしている。	代執行の要件	行政不服審査法に基づく審査請求を行いながら代執行手続に入るのはおかしく、また、その他にも是正手段は残されている。
埋立てができなければ、普天間の危険除去ができず、日米の信頼関係が失われ、跡地利用による経済振興も滞るなど、多大な不利益が生じる。規模を縮小した代替施設は、負担軽減や抑止力維持の観点からも公益がある。	辺野古埋立事業の合理性	県外移転でも抑止力が許容できない程度に低下することはなく、県内でなくてはならない理由が実証的に説明されていない。辺野古の埋立ては貴重な自然資源を破壊し、沖縄の過剰な基地負担を固定化する。
可能な範囲で環境保全措置を講じている。事業者より優れた措置があっても直ちに要件を欠くものではない。	環境保全措置	貴重な生態系を持つ辺野古海域に対し、事業者の検討・解析は抽象的で、埋立事業の影響予測も示されていない。

（出典）「県、機関訴訟に疑念「辺野古」代執行訴訟」『沖縄タイムス』2015.11.25ほか報道等を基に筆者作成。

2016年1月29日の代執行訴訟の第3回口頭弁論で、福岡高裁は国と県の双方に和解を勧告し、「根本案」と「暫定案」を提示した。報道によれば、「根本案」は国に普天間飛行場の返還まで周辺住民に補償を行うことに加え、代替施設の供用開始から30年以内に返還か軍民共用にするため米国と交渉することを、県に対しては埋立承認取消し撤回を求めている。一方「暫定案」は、国に代執行訴訟及び審査請求の取下げと工事停止を、国と県の双方に違法確認訴訟等別の手続の判決まで解決に向けて協議すること、別の訴訟の判決が出た場合には双方がその結果に従うこと等を求めている⁶。

国と県の意見の隔たりは大きく、和解合意は困難と見られたが、2月29日に行われた第5回口頭弁論で「暫定案」に絞って和解協議が進められていたことが報じられ⁷、3月4日に、「延々と訴訟合戦を繰り返せば、膠着状態となり、普天間の現状が固定化されかねない」として、安倍首相が和解受入れを表明した⁸。

「暫定案」に従えば、今後、国は工事を停止し、代執行訴訟及び審査請求を取り下げ、県側と円満解決に向けた協議を行うと同時に、地方自治法に基づき、承認取消しを取り消すよう是正の指示を行うと想定される。県はこれに対して国地方係争処理委員会への審査申出を行い、このプロセスは最終的には違法性を争う違法確認訴訟に至ることになると考えられる。国と県はこの裁判の結果に従うことを約束しており、承認取消しをめぐる争いは、判決または協議により決着すると考えられる。

しかしながら、和解案受入れ時にも国は「辺野古への移設が唯一の選択肢」との立場を

⁶ 「「普天間」賠償1日300円 代執行訴訟 高裁の和解案」『沖縄タイムス』2016.2.18.

⁷ 「県・国和解協議 暫定案で 代執行訴訟 国の辺野古停止・訴訟取り下げ前提」『沖縄タイムス』2016.3.1.

⁸ 「辺野古訴訟和解へ 工事中止を指示」『読売新聞』2016.3.4, 夕刊.

重ねて表明しており、普天間移設をめぐる国と県の根本的な対立は変わらないままである。そのため、違法確認訴訟においてどのような判決が出て、別の論点や手法で双方の紛争が継続する懸念があり、先行きは不透明である。なお、以下に前知事による埋立申請承認以降から2016年3月4日までの動きをまとめた(表2)。

表2 沖縄県の米軍基地をめぐる主な動き(2013年12月以降)

年月日	主な内容
2013年12月	仲井眞知事が埋立申請を承認(27日)
2014年1月	名護市長選挙で辺野古移設反対を掲げる稲嶺進氏が当選(19日)
8月	防衛省が辺野古で海底ボーリング調査を開始(18日)、普天間の空中給油・輸送機部隊が岩国に移転
11月	沖縄県知事選挙で辺野古移設反対を掲げる翁長雄志氏が当選(16日)
12月	衆議院総選挙で、辺野古移設反対派が沖縄県の全ての小選挙区で勝利(14日)
2015年1月	翁長知事が前知事の埋立承認を検証する第三者委員会を設置(26日)
3月	翁長知事が、違反があるとして辺野古の海底面を変更する全ての作業停止を防衛省に指示(23日)。西普天間住宅地区返還(31日)
5月	翁長知事が米国を訪問し、連邦議会議員や政府高官等に沖縄の立場を説明
7月	第三者委員会が埋立承認に瑕疵があったとする報告書を翁長知事に提出(16日)
8月	辺野古での工事を停止し、政府と県が5回にわたる集中協議を実施(8月10日-9月9日)
9月	翁長知事がスイスを訪問し、国連人権理事会で沖縄の基地負担を訴える。環境調査に関して日本側当局(自治体等)の基地立入りを認める日米地位協定の環境補足協定を締結(9月28日)
10月	翁長知事が埋立承認の取消しを防衛省に通知(13日)、防衛省は行政不服審査法に基づき国交相に審査請求(14日)、国交相が承認取消しの執行停止を決定、代執行手続の開始を閣議で了解(27日)
11月	国交相の執行停止決定を違法として、県が国地方係争処理委員会(以下「係争委」)に審査申出(2日)、国が翁長知事を相手に地方自治法に基づく代執行訴訟を福岡高裁に提訴(17日)
12月	代執行訴訟の第1回口頭弁論(2日)、係争委が県の申出を不適法として却下(24日)、県が国交相の執行停止決定の取消しを求め行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を那覇地方裁判所に提訴(25日)
2016年1月	代執行訴訟の第2回口頭弁論(8日)、宜野湾市長選挙で、与党の支援を受け、辺野古移設を否定しない佐喜真淳氏が当選(24日)、代執行訴訟の第3回口頭弁論、福岡高裁が国と県に和解案提示(29日)
2月	県が係争委の却下決定を不服として地方自治法に基づき福岡高裁に提訴(1日)、代執行訴訟の第4回口頭弁論(15日)、代執行訴訟の第5回口頭弁論、代執行訴訟結審(29日)
3月	安倍首相が福岡高裁の和解案受入れを表明し和解成立(4日)

(出典)「普天間返還合意20年 進まぬ交渉 続く対立」『沖縄タイムス』2016.1.1ほか報道等を基に筆者作成。

Ⅲ 日中関係

日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊密な経済関係や人的・文化的交流がある。2015年の日本の貿易総額の21.2%が対中国貿易であり、訪日外国人観光客1,973万人のうち499万人(25.3%)が中国からとなっている。「相手国に対する「良くない印象」は、両国ともに悪化のピークを脱しつつある」という調査結果もある⁹。その一方で日中関係には外交防衛分野の課題がある。

⁹ 言論NPO・中国国際出版集団「第11回日中共同世論調査(2015年)」2015.10.22. <<http://www.genron-npo.net/pdf/2015forum.pdf>>

1 東シナ海をめぐる日中の対立

東シナ海において、中国による日本の立場と相容れない行為が常態化している。2012年9月11日に日本政府が尖閣三島を民間の所有者から購入して以降、中国公船による尖閣諸島周辺における日本の領海への侵入が継続している。最近では2016年2月17日に中国海警局の船3隻が尖閣諸島周辺の日本の領海に侵入したが、うち1隻は武装していた。海上保安庁の巡視船の警告に対して海警局の船が「貴船はわが国の領海に侵入している。法律法規を守ってください」と応答したことが報じられている。なお、武器を装備した中国公船が領海に侵入していることが初めて確認されたのは2015年12月26日である。

中国公船が日本の領海を「巡視」している状況もあり、両国間の連絡体制の改善・整備が図られている。2015年12月7-8日には、第4回日中高級事務レベル海洋協議が開かれ「海上保安庁と中国海警局、双方の法執行機関間の連絡窓口をより良いものとし、充実させ、情報交換及び人的交流を通じて意思疎通を強化し、相互信頼を増進すること」で一致した。また同協議では、両国の防衛部門が海空連絡メカニズム¹⁰の運用開始に向けて引き続き協議することでも一致した。海空連絡メカニズムは2008年4月から協議されているが、運用は始まっていない。なお、2015年5月14日に安倍政権は、外国軍艦が無害通航¹¹に該当しない航行を日本の領海及び内水で行った場合等における、海上警備行動等の発令手続の迅速化に係る閣議決定を行った¹²。

また、海上保安庁を取材した報道によると、日中間の取決めに反して中国側が実施した海洋調査活動の回数は、2015年は12月15日までに22回（2014年は9回、2013年は7回）であり、大半が東シナ海での活動であった¹³。2015年11月1日に東シナ海のカス田開発について安倍首相と李克強首相が共同開発の協議再開を目指すことで一致したが、日中中間線付近の中国側海域での開発は継続されている。11月20日、外務省はHPにおいて、中国側海域における開発状況の新たな写真を公開するとともに、東シナ海の排他的経済水域及び大陸棚の境界が画定していない状況において、日中中間線の中国側においてとはいえず、中国側が一方的な開発行為を進めていることは極めて遺憾である、という趣旨の文章を掲載している。

中国が日本の領海への侵入やガス田開発等を控える様子は見られず、東シナ海をめぐる日中の対立が緩和・解消する見通しは立たない状況である。

¹⁰ 相互理解増進、不測事態の軍事衝突・政治問題への発展防止等のために①年次会合、専門会合の開催、②日中防衛当局のハイレベル間でのホットラインの設置、③艦艇・航空機間の直接通信の3点を実施する仕組み。

¹¹ 「無害通航権」とは「海洋法に関する国際連合条約」（平成8年条約第6号）（国連海洋法条約）で定められた権利。無害通航の意味については、同条約第19条1項で「通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。無害通航は、この条約及び国際法の他の規則に従って行わなければならない」とされている。

¹² 「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」（平成27年5月14日閣議決定）

¹³ 2001年2月に日中間で交換された「海洋調査活動の相互事前通報の枠組みの実施のための口上書」では、中国が、日本側が関心を有する水域である日本国の近海（領海を除く）で、日本が中国の近海（領海を除く）で、それぞれ海洋の科学的調査を実施する場合に、調査開始予定日の2か月前までに相手国に調査海域や時期等について、事前通報を行うことになっている。（榎孝浩「排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査—我が国の取組み状況と諸外国の法制度—」国立国会図書館調査及び立法考査局『海洋開発をめぐる諸相—科学技術に関する調査プロジェクト調査報告書—』（調査資料2012-5）2013, pp.123-148. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111674_po_20120508.pdf?contentNo=1>; 「中国船 違反調査倍増」『毎日新聞』2015.12.16, 夕刊.)

2 南シナ海における中国の権益拡大活動

中国は南シナ海においても近隣諸国との間で対立している案件がある。米国防総省報告によると、2015年6月時点で、フィリピン、ベトナム等も領有権を主張するスプラトリー諸島で他国が40年間で埋め立てた総面積の17倍の規模を、中国は20か月で埋め立てたとのことである。2016年2月18日には、中国が同諸島に対空機関砲を配備していること、ベトナムと台湾も領有権を主張しているパラセル諸島に地对空ミサイルを配備したことが報じられた。

仲裁裁判所¹⁴は、2015年10月29日にフィリピンが仲裁手続を申し立てていた南シナ海をめぐる中国との間の紛争の一部¹⁵について管轄権があると判断し、本案の審理に入ることを決めた。中国は仲裁手続を受け入れない立場で、同海域での人工島開発や巡視船運用を継続している。判決は2016年中に下される見込み¹⁶だが、仮にフィリピンに有利な判決が出たとしても、判決に基づく行動を促す強制手段がないため判決の実効性は不透明である。

南シナ海での中国の活動への対応についてはASEAN諸国間に温度差がある。領有権争いがあるフィリピンやベトナムは中国に批判的であり、シンガポールやインドネシアは中立的、中国から手厚い経済援助を受けているカンボジアやラオスは融和的である。また、地域における中国の影響力が増大していく趨勢については、ASEAN全体としては、中国や米国といった大国との関係をバランス良く強化することで、域内の安定と経済的利益の最大化を図ろうとしている。例えば、中国が主導するアジアインフラ投資銀行（Asian Infrastructure Investment Bank: AIIB）にはフィリピンも含めてASEAN諸国の全てが加盟している。また、ベトナムについては2015年11月に習近平国家主席が訪越し、中国からの経済支援や両国の経済協力を強化することで合意するなど、領有権争いがある国でも中国と対立しているばかりではない。その一方で近年、フィリピン、ベトナム、シンガポール等は米国との防衛協力を強化している。2016年2月16日には米ASEAN首脳会議で「南シナ海」や「中国」への直接的な言及は避けつつも「国際法に基づく主権や領土の尊重」「域内の非軍事化と自製の促進」等を謳ったサニーランズ宣言を採択した。

このような状況下、南シナ海における、軍事的、政治的な衝突に繋がる行為を防ぐための法的拘束力をもつルールである行動規範（Code Of Conduct: COC）を策定することで、中国・ASEANが一致している¹⁷。COCは2013年9月から中国、ASEAN間で公式に協議されており、2015年11月22日の東アジアサミット（ASEAN+日米中等8か国の首脳会議）でも早期策定を期待する内容を含んだ議長声明が出された。

安倍政権はCOCの早期妥結を支持するとともに、ASEAN諸国や米豪等との首脳会談等

¹⁴ 国連海洋法条約は、四つの裁判所による紛争解決の枠組みを有するが、仲裁裁判所はそのうちの一つで国連海洋法条約附属書VIIによって組織された。

¹⁵ 中国が埋め立てている岩礁を領海の基点とすることの合法性、中国によるフィリピン漁民の漁獲防止など。

¹⁶ 「南シナ海、仲裁裁判所に管轄権（News&Data）」『日本経済新聞』2015.10.30、夕刊。

¹⁷ ASEANと中国は南シナ海行動宣言（Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea: DOC）を2002年に採択している。軍事力の威嚇や行使に訴えず海洋権益問題を平和裏に解決すること、国際法に基づき航行の自由・上空飛行の自由を尊重すること、無人の島礁に新たな人員配置を行わないこと等を謳っているがDOCには法的拘束力がない。なお、COCの実効性を担保する上で、スプラトリー諸島、パラセル諸島の領有権を主張している台湾がCOCの協議メンバーに含まれていないこと等を問題視する論説もある。（Ching Chang, “Examining the Flaws of a South China Sea Code of Conduct,” *Center for International Maritime Security*, 2015.10.20. <<http://cimsec.org/examining-the-flaws-of-the-south-china-sea-code-of-conduct/19187>>）

を通じて国際法を尊重する立場を表明している。国連海洋法条約に基づく平和的手段によって紛争の解決を目指すフィリピンの取組や、米国が「航行の自由プログラム」¹⁸の枠組みで、ミサイル駆逐艦ラッセンにスプラトリー諸島スピ礁の12海里以内を、ミサイル駆逐艦カーティス・ウィルバーにパラセル諸島トリトン島の12海里以内を航行させたことも支持している。なお、2016年2月16日から3日間、自衛隊がソマリア沖の海賊対処活動から帰国するP-3C哨戒機をベトナムのダナンに立ち寄らせたことについて、「南シナ海の領有権をめぐるベトナムと対立する中国の動きをけん制する狙いもあるとみられる」と解説した報道もある¹⁹。

中国は、領有権について争いのある海域での自国による人工島建設の推進を懸念する日米政府関係者の発言や、米国が航行の自由プログラムを実施したことに反発している²⁰。

なお、中国が南シナ海において自国が主張する海域²¹の「実効支配」を強化した場合²²に日本が直面し得る主なリスクが2点指摘されている。一つは、同海域で日本の輸出入物資を積んだ船の航行が制限された場合、迂回等に伴う諸コストが生じ、経済が悪影響を受けるという指摘である²³。もう一つは、中国の軍用機や潜水艦の活動範囲が拡大することでアジア地域や米中間の軍事バランスが崩れるという指摘である。東シナ海で中国との対立を抱えている状況と相まって、日本国内での南シナ海情勢への関心は高まっている。

南シナ海における中国の権益拡大活動は、今後もASEAN諸国や米国の重大な関心事であり続けると考えられ、当該活動への日本の対応は、日中関係のみならず日ASEAN関係や日米関係等にも関係してくるといえる。

3 歴史認識をめぐる中国の対日姿勢

2015年10月9日、中国が申請した「南京事件」に関する資料のユネスコ記憶遺産への登録が認定された。さらに12月7日には江蘇省南京の「南京大虐殺記念館」新館が公開された。一方で、「南京事件」が起きた12月13日の「国家哀悼日」の記念行事に、習主席ら共産党最高指導部が参加しなかったのは、日中関係への一定の配慮があったからだと報道がある²⁴。なお、中国には「国家哀悼日」以外にも「抗日戦争記念日（7月7日）」「抗日戦争勝利記念日（9月3日）」「9・18事変記念日」²⁵といった「記念日」がある。2016年9月4日、5日には中国の浙江省杭州でG20が開催されるが、「抗日戦争勝利記念日」の直後

¹⁸ 米国が行ってきた作戦であり、国際法では認められない沿岸国の過剰な海洋権の主張に対して、当該主張を改めさせる外交努力を行いながら、実際に艦船や軍用機を当該海域に派遣することで、米国の航行の権利の制限を認めない意思を示す。

¹⁹ 「海自P3C、ベトナム訪問」『時事ドットコム』2016.2.18. <<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201602/2016021800302>>

²⁰ 南シナ海における「大規模かつ急速な埋立て」に言及した岸田外相の外交演説についても、2016年1月22日、中国外務省の洪磊報道官が「日本の干渉を高度に警戒している」とけん制したことが報じられている。

²¹ 中国の南シナ海の地図には「九段線」と呼ばれる南シナ海を囲む線が描かれており、これに囲まれた島嶼部の領有権や海底資源の権利を主張している。南シナ海の海域350万平方キロに対して、「九段線」内は約200万平方キロある。（李国強「中国と周辺国家の海上国境問題」『境界研究』No.1, 2010, pp.45-56.）

²² 米シンクタンク戦略国際問題研究所は2016年1月20日、米議会の指示に基づく米国防総省の委託調査結果報告書で「2030年までに南シナ海は中国の湖になる」と、南シナ海の中国内海化を警告する分析を公表した。

²³ 航路延伸に伴う輸送コストの増加、輸送路の制限に伴う国内製造業のサプライチェーンの見直し等が挙げられている。（「新オイルショックの現実味—日本の輸送網が断絶—」『週刊東洋経済』6628号, 2015.11.14, pp.40-41.）

²⁴ 「「南京」行事 習氏は不参加 対日圧力姿勢は崩さず」『読売新聞』2015.12.15.

²⁵ 柳条湖事件があった日。日本国内、特に政府機関へのサイバー攻撃が増える日としても知られている。

であり、「抗日」がテーマの外交宣伝が展開される可能性を懸念する報道²⁶もある。

IV その他の近隣諸国との関係

1 北朝鮮—拉致問題と核・ミサイル問題—

(1) 拉致問題の現状

日朝両政府は2014年5月、いわゆるストックホルム合意を発表した。北朝鮮は拉致問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的に実施し、日本はこれまで段階的に北朝鮮に対して科してきた独自の制裁を緩和すると合意したものである。同年7月、北朝鮮は合意に基づく特別調査委員会を立ち上げ、1年を目途に報告が行われるものと見られていた。しかし、日本側が期待していた拉致問題の報告は先延ばしにされ解決への見通しは立たず、調査開始から1年を迎える頃には、緩和した制裁の復活を含め日本の独自制裁強化という案が浮上し始めた²⁷。2015年8月に開催された日朝外相会談において、岸田外相は調査結果を速やかに報告するとともに被害者全員の早期帰国を要求、北朝鮮の李外相は、「調査を誠実に履行している」と述べた。2015年9月、一部主要紙では北朝鮮側が「8人は死亡。4人は入国していない」とする当初の調査結果を覆しておらず、これを日本側が承服せず交渉が行き詰まっていると報道している²⁸。

問題解決への見通しが立たないなか、北朝鮮が後述する核実験と弾道ミサイル発射に踏み切ったことを受けて、2016年2月10日、日本政府は2014年に緩和した制裁措置を復活させるとともに、北朝鮮に寄港した第三国籍の船舶の入港禁止など新たな内容を含めて制裁を強化することを発表した。北朝鮮は、同年2月12日、日本側によってストックホルム合意が破棄されたとして拉致調査の中止と特別委員会の解体を宣言した。

日本政府は、改めて「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫きながら、拉致問題の解決に全力を尽くすとしているものの、現時点で解決への見通しは不透明である。

(2) 核実験と長距離弾道ミサイル発射

北朝鮮は2006年、2009年、2013年に続く4回目の核実験を実施した。2016年1月6日、朝鮮中央通信は、政府声明として「水素爆弾試験」を「安全かつ完璧に」行ったと発表した²⁹。水素爆弾との公式発表には懐疑的な見方が多く、「ブースト型（強化型）原子爆弾」の可能性が高いとの見方が一般的である。

今回の実験の背景には中国側との関係悪化があり、また金正恩朝鮮労働党第一書記の誕生日や2016年5月に36年ぶりの開催が予定されている朝鮮労働党第7回党大会を前に実績を作る意図があったと報道されている。金正恩政権となって初の党大会の開催を前に、「明るい展望が描けないのは国際社会が北朝鮮をつぶそうとしているせいだ」と責任転嫁をするために核実験を行ったとの指摘もある³⁰。

²⁶ 『読売新聞』前掲注(24)

²⁷ 「北送金を全面禁止 自民、制裁案を首相に提出 13項目、再入国規制も強化」『産経新聞』2015.6.26.

²⁸ 「北朝鮮、拉致調査覆さず 非公式協議 日本側、承服せず」『朝日新聞』2015.9.23.

²⁹ 「조선민주주의인민공화국 정부 성명 주체조선의 첫 수소탄시험 완전성공」(朝鮮民主主義人民共和国政府声明 主体朝鮮の初の水素爆弾試験、完全に成功)『조선중앙통신』(朝鮮中央通信)2016.1.6. <<http://www.uriminzokkiri.com/index.php?ptype=gisa3&no=218288&pagenum=42>>

³⁰ 「北核実験 挑発、5月の党大会までか 静岡県立大教授・伊豆見元氏」『産経新聞』2016.1.8.

国連安保理は、その直後に、今回の核実験はこれまでの安保理決議に明確に違反し「国際平和と安定に対する明らかな脅威」であり、追加の制裁決議の必要性を明確に示す声明を発表した。しかし、「より厳しい制裁」を求める米国と、北朝鮮の安定を損なう厳しい制裁には応じられないとする中国が対立し、制裁決議に関する協議は長期化した。議論がこう着状態に陥るなか、2016年2月7日には北朝鮮が「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイルを発射した。

2016年2月10日以降、日米韓は、順次独自制裁に踏み切った。韓国は南北経済協力事業の開城工業団地の稼働中断を決定し、米国は北朝鮮に金融制裁等を科す法案を可決した。

これらの独自制裁措置に続いて、2016年3月2日、国連安保理は北朝鮮に出入りする全貨物の検査義務化、北朝鮮による鉱物資源の輸出禁止、国際的な金融取引遮断を柱とする5回目の決議を全会一致で採択した³¹。対象を限定し一定の範囲で禁輸、貨物検査などを国連加盟国に義務付けてきたこれまでの制裁をさらに強化し、北朝鮮に入る全ての貨物の検査を義務付け、北朝鮮の主要輸出品である石炭や鉄鉱石の輸出について大幅に規制し、北朝鮮への航空用燃料輸出も禁止している。同決議の採決について、日本政府は「日本の主張が盛り込まれた」として評価している³²。国連安保理の制裁決議は2006年以降、4回採択されているが、これまでの制裁が同国経済に打撃を与えたかどうかについては、専門機関の評価が割れているのが実情である³³。今後は、採択された制裁の実効性を高めることが課題になるだろう。

2 韓国—慰安婦問題の妥結—

2015年12月28日、日韓間の大きな懸案である慰安婦問題について、日韓両外相による「最終的かつ不可逆的な解決」を謳った合意がなされた。日本政府は「責任を痛感」しているとし、安倍首相が「心からおわびと反省の気持ちを表明」したうえで、韓国政府の設立する元慰安婦を支援する財団に日本政府が約10億円を拠出することで合意したのである。

この合意の前には、両国間の一連の懸案が一定の決着をみていた。産経新聞前ソウル支局長が朴槿恵大統領に対する名誉棄損罪に問われた件ではソウル中央地裁が無罪を言い渡し、韓国憲法裁判所は1965年の日韓請求権協定をめぐる訴訟で憲法判断をせず訴えを却下した。

今回の日韓合意に関して、日韓両国の大手紙の社説は概ね肯定的に評価している³⁴。北朝鮮が核実験を行った際の日韓の迅速な連携対応は、合意の成果と評価されている³⁵。安倍首相は2016年1月27日の衆院本会議において「本年を日韓新時代スタートの年とし、日韓でともに協力し、未来志向の関係を築いて」いくと述べ、さらなる関係改善に意欲を示した³⁶。議論が中断していた機密情報の管理に関する軍事情報包括保護協定や、軍事物資

³¹ 「北制裁 安保理が決議 禁輸・貨物検査を強化 全会一致」『読売新聞』2016.3.3.

³² 「安保理決議 「主張盛り込まれた」日本政府 制裁内容を評価」『読売新聞』2016.3.3.

³³ 「過去の効果は不透明 北朝鮮の貿易依存度低く」『日本経済新聞』2016.1.9.

³⁴ 国内大手紙の評価については各紙2015年12月29日付の社説のほか、「社説検証 「慰安婦問題」合意」『産経新聞』2016.1.13. 韓国紙の評価については以下を参照。「慰安婦」合意 韓国紙は一定評価『読売新聞』2015.12.30.

³⁵ 「4年目の朴槿恵（上） 急旋回する韓国外交」『日本経済新聞』2016.2.24.

³⁶ 第190回国会衆議院本会議録第7号 平成28年1月26日.

を提供し合うための物品役務相互提供協定の早期締結を目指す主張もあるが、韓国国内では日本との安保協力に反対論が根強いとも指摘されている³⁷。

合意の履行に関しては、少女像の撤去問題³⁸など両国内の世論に火種が残っている。韓国の代表的な慰安婦関係団体である挺身隊対策協議会は合意が無効であるとし、「日本政府は法的賠償をせよ」と主張、国際社会に訴えるよう韓国政府に求めている。革新派の最大野党「共に民主党」³⁹は今回の合意に反対を表明しており、2016年4月の総選挙では日韓合意を白紙に戻すことを公約に掲げると述べている。⁴⁰

履行の具体化にはなお時間がかかると指摘されている。その背景には、韓国は4月に国会議員総選挙を、日本では夏に参議院議員通常選挙を控えており、「国内世論を意識した非難合戦に発展し、合意が破棄される最悪の事態は避けたい」との思いがあるとされる。⁴¹

3 ロシア—平和条約と領土問題—

2012年12月の政権発足以降、安倍政権は日露関係を重視する姿勢を鮮明にしている⁴²。第2次安倍政権発足後、プーチン大統領との首脳会談は、2013年4月から2016年11月まで計9回にわたって開催された⁴³。プーチン大統領は、2012年3月に北方領土問題の「引き分け」による解決に意欲を示し、第1回首脳会談では「双方受入れ可能な解決策の作成」との共同声明が発表されたことから、両者の対話により領土問題が解決の方向に向かうのではないかと期待があった⁴⁴。

しかし、現時点で日露関係は足踏み状態が続いている。その原因の一つは、ウクライナ危機である。2014年3月のロシアによるクリミア併合宣言に対し、日本は欧米と足並みを揃えつつ、累次の対露制裁措置をとった。日露関係にも配慮し抑制的な内容ではあったが、これを受けて2014年秋に予定されていたプーチン大統領の訪日は延期された。同年11月に北京で開催された日露首脳会談では、両首脳が2015年末までに日程を再調整することで合意したものの、現時点に至るまでプーチン大統領の訪日は実現していない。

日露関係の停滞に追い打ちをかけたのが、2015年8月22日のメドベージェフ首相の択捉島訪問と、訪問時における「(北方領土を含む)クリルはロシアの一部」との発言である。その後も立て続けにラブロフ外相ほかロシア要人が、領土問題と平和条約を切り離す発言⁴⁵を続けている。ロシア側の主たる関心はシベリア・極東の開発につながる日本の経済協力にあり、領土問題の解決、特に四島の帰属確認を重視する日本との歩み寄りには困難が予想

³⁷ 「日韓政府間は協調進む 安全保障 なお課題」『読売新聞』2016.1.28.

³⁸ 2011年12月14日、韓国ソウル市鍾路区の日本大使館前に設置されたもので、今回の合意後の会見において韓国政府は、「可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する」と述べた。しかし、一方で韓国政府担当者は「元慰安婦の支援団体が設置したものではあるが今では国民全体にとっての象徴的なものになった。撤去には相当な理屈が必要」と述べている。「日韓外相会談 「慰安婦」決着点どこに」『毎日新聞』2015.12.28.

³⁹ 2015年12月、既存の野党・新政治民主連合が「共に民主党」(더불어민주당)に改称した。

⁴⁰ 「韓国内 根強い反発 「慰安婦」合意1か月」『読売新聞』2016.1.28.

⁴¹ 「慰安婦合意 履行に時間」『日本経済新聞』2016.1.28.

⁴² 2014年1月までの日露関係については、次を参照。河内明子「日露間の領土交渉」『レファレンス』758号, 2014.3, pp.101-121. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8436648_po_075805.pdf?contentNo=1>

⁴³ 「首相訪露含め対話模索 日露首脳 プーチン氏来日 来年以降」『読売新聞』2015.11.17.

⁴⁴ 「北方領土問題 交渉、本格化へ 日露、19日に次官級協議」『毎日新聞』2013.8.10.

⁴⁵ ラブロフ外相は2016年1月26日の記者会見において、日本との平和条約締結について「領土問題の解決と同義語ではない」と述べた。「露、領土で妥協せず 外相年頭会見 日本をけん制」『毎日新聞』2016.1.27.

される。この数年ロシアがクリル諸島の発展計画を推し進めていることにより、四島のインフラは急激に近代化しており、ロシアの「実効支配」が強化されているとの指摘もある⁴⁶。

安倍政権は、2013年12月17日に策定した国家安全保障戦略において、日露関係を「我が国の安全保障を確保する上で極めて重要」としている。2016年5月開催予定の主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）を控えた4-5月の大型連休には、安倍首相がロシアの地方都市を訪問する方向で調整中と報道されている。ロシア訪問時、安倍首相がプーチン大統領との対話によってどのような成果を得ることができるかが注目される。

おわりに

本稿では紙幅の関係上触れなかったが、2014年4月1日に策定された防衛装備移転三原則を受けての武器輸出の今後の動向（報道ではオーストラリアへの潜水艦の輸出が取り沙汰されている）などほかにも外交防衛分野において重要なテーマはある。本稿で若干の言及があったが、普天間飛行場に配備されている海兵隊輸送機MV-22 オスプレイも在沖米軍基地問題の大きな論点の一つである。また、2016年にある外交防衛分野の大きなイベントとしては、5月26-27日に開催されるG7伊勢志摩サミットを挙げることができる。

【執筆者一覧】

- I 日米防衛協力をめぐる動向・・・・・・・・・・ 福田 毅
- II 普天間飛行場移設問題・・・・・・・・・・ 浅井 一男
- III 日中関係・・・・・・・・・・ 池田 大希
- IV その他の近隣諸国との関係・・・・・・・・・・ 白井 京

⁴⁶ 「北方領土、強まる実効支配」『日経ビジネス』1809号, 2015.9.28, pp.52-59.